

病院局公告第22号  
令和8年2月17日

次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び熊本市病院局契約事務取扱規程（平成24年病院局規程第14号。以下「病院局規程」という。）第2条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）第3条の規定により公告する。

熊本市病院事業管理者 水田博志

1 競争入札に付する事項

(1) 業務委託名

熊本市民病院医療情報システム（産科部門システム）更新業務委託

(2) 目的及び概要

令和8年（2026年）9月に開始予定の次期医療情報システムの本格運用に向けて、以下のとおりの調達を行う。

ア 次期産科部門システムに係るハードウェア及びソフトウェアの調達

イ 次期産科部門システムに係る導入作業及び現行システムからの切替え・運用移行作業

※ 業務の詳細は、仕様書等を参照すること。

(3) 履行場所

熊本市東区東町4丁目1番60号 熊本市立熊本市民病院

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）9月30日まで

2 担当部局

〒862-8505 熊本市東区東町4丁目1番60号

熊本市病院局事務局医事課情報システム室情報推進班

電話番号：096-365-1711（内線3155）

メールアドレス：[byouinjouhousystem@city.kumamoto.lg.jp](mailto:byouinjouhousystem@city.kumamoto.lg.jp)

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 熊本市病院局物品売買等の契約に係る競争入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、熊本市病院局物品売買等の契約参加資格者に関する要綱（平成28年3月18日制定。以下「参加資格要綱」という。）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市病院局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成21年4月1日制定）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市病院局から熊本市病院局物品購入契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年4月1日制定）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 令和8年（2026年）1月1日時点で、一般病床数300床以上の医療機関において産科部門システムに係る導入・運用・保守を行った実績があること。
- (9) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市病院事業管理者（以下「病院事業管理者」という。）が認めるものでないこと。
- (10) 本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(4)、(5)及び(9)の要件を全て満たす者であること。

## 5 申請手続等

- (1) 仕様書等交付申請書、競争入札参加資格確認申請書等の様式の交付期間及び方法
  - ア 交付期間  
令和8年（2026年）2月17日（火曜日）から令和8年（2026年）3月2日（月曜日）まで  
熊本市民病院ホームページに掲載するほか、希望する場合は2の担

当部局で配布する(担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)。郵送又は電送(電子メール等)による交付は行わない。

イ 担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市民病院ホームページでは、アの交付期間内にいつでもダウンロードできる。

(2) 仕様書等の交付期間及び方法

ア 交付期間

令和8年(2026年)2月17日(火曜日)から令和8年(2026年)3月2日(月曜日)まで

仕様書等の交付は、2の担当部局において「仕様書等交付申請書(様式第1号)」による申請後に交付する。

イ 仕様書等交付申請書は、持参、電送(電子メール等)又は郵送により提出すること。

なお、電送(電子メール等)により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ウ 郵送による交付申請の場合は、送付先を記入した送付用封筒(角2サイズ相当)に送付用切手(簡易書留でA4サイズ用紙20枚程度及びCD-R1枚相当分)を貼付し同封すること。

エ 仕様書等交付申請書に記載された申請者及び所在地以外には送付せず、転送も認めない。

オ 熊本市民病院ホームページ又は電送(電子メール等)による交付は行わない。

カ 担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(3) 仕様書等の取扱条件

ア 5(2)で交付された仕様書等の情報取扱責任者を定め、速やかに情報取扱責任者通知書(様式第2号)により病院事業管理者へ通知すること。また、本作業を行うに当たって申請者と共に作業を行う者(以下「関連事業者」という。)がある場合は、同様に通知すること。

イ 申請者及びアで通知した関連事業者以外に仕様書等の情報を漏らしてはならない。

ウ 本件に関する業務に従事する者に対して情報セキュリティ及び情報の取扱いに関する必要な事項を周知し、遵守させること。

エ 交付された仕様書等について、譲渡・販売・複写・転用・改変・再配布など目的以外の使用を一切禁止する。ただし、申請者及びアで通知した関連事業者のうちで本件に関する業務に必要と認められる範囲で、かつ、必要最小に限り複写のみすることができるものと

する。

オ 交付された仕様書等の受領後、本件に参加しない場合は速やかに返却すること。

(4) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無については病院事業管理者の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、電送（電子メール等）又は郵送により提出すること。

なお、電送（電子メール等）により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）

(イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第4号）

(ウ) 入札参加者の同種業務実績調書（様式第5号）

なお、令和8年（2026年）1月1日時点で、一般病床数300床以上の医療機関において産科部門システムに係る導入・運用・保守を行った実績があること。

(エ) (ウ)の同種業務の実績を証する書類（契約書の写し、履行証明書等）。

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（仕様書等の設計図書等）により補完すること。

添付されていない、又は提出された書類では同種業務の実績を有することが判断できない場合は、当該実績を有しているとは認めない。また、発注機関名は具体的に記入すること（例：○○県○○市（○○市立○○病院））。

(オ) 仕様確認書（様式第6号）及び仕様確認書別紙（様式第6号別紙）

仕様確認書別紙（選定機器等明細書、仕様確認表（機能仕様項目一覧表）等）に必要事項を記載するとともに、選定機器等が仕様を満たしていることを確認できる資料（製品カタログ、メーカー説明書、画面帳票の写しに説明を付した資料等。以下「仕様確認資料」という。）も併せて提出すること（仕様確認書別紙については、仕様書等交付申請書（様式第1号）を提出した者に対して、仕様書とともに交付する。）。

また、仕様確認書、同別紙及び仕様確認資料については、印刷物（紙）及び電子ファイルを提出し、仕様確認資料には、付箋、

マーキング等を施すことにより選定機器や機能仕様項目の項番が掲載されている箇所を明示すること。当該明示は電子ファイルにも施すこと。

なお、電子ファイルは、これを格納したCD-R若しくはDVD-R又は電送（電子メール等）による提出とするが、当該ファイルの容量が6メガバイトを超える場合は、CD-R又はDVD-Rにより提出すること。

イ 提出期限

令和8年（2026年）3月2日（月曜日）午後5時まで（持参、電送（電子メール等）及び郵送とも同じ。）

電送（電子メール等）により提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

また、郵送の場合、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

1部

エ 提出先

(ア) 持参又は電送（電子メール等）の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8505 熊本市東区東町4丁目1番60号

熊本市病院事業管理者（熊本市病院局医事課情報システム室情報推進班）宛

また、封筒の表面に「業務委託名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(イ) 入札参加者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名については、  
参加資格要綱第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている  
とおりに記載すること。

(ウ) 事業協同組合として本件競争入札に参加する場合は、競争入札  
参加資格審査調書（様式第4号）中「業務を担当する組合員名」  
に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定するこ  
とが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載しても差し支えな  
い。この場合において、1組合員でも4(10)に規定された要件を  
満たさない場合は、競争入札参加資格がないと認める。

(5) 競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもつ  
て行うものとする。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はそ  
の理由も含む。）については、書面により通知する。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、病院事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 病院事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

## 8 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書、契約書（案）等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書（様式第7号）を提出すること。

### ア 提出方法

質問書（様式第7号）に記載し、2に示す担当部局の電子メールアドレス宛てに提出すること。また、提出後は2の担当部局の電話番号に連絡すること。

なお、電子メールの件名は「【熊本市民病院医療情報システム（産科部門システム）更新業務委託】に関する質問（事業者名）」とすること。

### イ 提出期間

令和8年（2026年）2月17日（火曜日）の午前9時から令和8年（2026年）2月25日（水曜日）の午後5時まで（休日除く。）。

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市民病院ホームページにも掲載する。

### ア 閲覧期間

令和8年（2026年）3月3日（火曜日）の午後2時までに開始し、令和8年（2026年）3月5日（木曜日）の午後5時までとする。

### イ 閲覧場所

2の担当部局

## 9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

## 10 入札等

- (1) 5(5)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。
- ア 入札日時  
令和8年（2026年）3月5日（木曜日）午後2時30分
- イ 入札場所  
熊本市東区東町4丁目1番60号  
熊本市立熊本市民病院3階 会議室31  
※ 入札開始時刻経過後の入札場所への立ち入りは認めない。
- ウ 入札方法  
入札書を持参して行うこととし、郵送及び電送（電子メール等）によるものは認めない。入札受任者が持参する場合は、別途委任状を提出すること。
- (2) 入札書及び委任状（入札を委任する場合）については、別添様式を使用すること。その作成に当たっては、参加資格要綱第5条に規定する参加資格者名簿の登録内容に十分に留意すること。  
なお、入札書への登録印の押印、受任者（入札を委任する場合）の印鑑の押印は省略できるが、委任状への登録印の押印は省略できない。
- (3) 入札書及び委任状（入札を委任する場合）には次の内容を明記等すること。これらの記載等がない場合又は不明瞭な場合は、入札書を無効とする。
- ア 入札参加者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名  
イ 入札金額  
ウ 受任者の住所、商号又は名称、氏名  
エ 委任状への登録印の押印
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札金額を訂正した痕跡のある入札書は無効とする。
- (5) 入札参加者又はその受任者は、入札執行者の指示なく退室することができない。
- (6) 入札執行回数は、3回までとする（2回目以降の入札書の提出については、別途指示する。）。  
ただし、1回目の入札で棄権、辞退及び無効となった者は、再入札（2回目）及び再々入札（3回目）に参加できない。
- (7) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (8) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いった

- ん開札して確認の上、全ての入札書を無効とする。
- (9) 熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）第7条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時において4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなつた場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (10) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

### 1.1 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。

### 1.2 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 入札保証金

病院局規程第2条において準用する規則第5条第2項第4号に定めるところにより、免除する。

#### (3) 契約保証金

病院局規程第2条において準用する規則第22条の定めるところにより、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。

ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に熊本市民病院を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約締結日時点より過去2年の間に一般病床数300床以上の国公立の医療機関と業務内容をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可）を提出したとき。

#### (4) 契約書（案）

熊本市民病院ホームページに掲載するほか、2の担当部署で閲覧に供する。

#### (5) 申請書等に関する事項

- ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は、入札参加者として認められないものとする。
  - イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - ウ 提出された申請書等は、返却しない。なお、情報公開条例の規定により、開示する場合がある。
  - エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
  - オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は、認めない。
  - カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者に競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、病院事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (8) 申請書等の提出及び入札に当たっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。
- (9) 申請書類、入札書等について手書きする場合は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消去可能なボールペンは使用不可）。
- (10) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (11) 5(2)で交付した仕様書等は、競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者については通知受理後に、競争入札参加資格を有する者（落札者以外）については開札後に速やかに返却すること。また、必要に応じて複写、複製したものについても併せて返却すること。